

北摂食品ロス削減及び容器包装を含めたプラスチックに係る資源循環促進協議会設置規程

(設置目的)

第1条 北摂地域で事業活動を行う事業者及び自治体が相互に連携し、食品ロスの削減及び容器包装を含めたプラスチックに係る資源循環の促進等をとおして、循環型社会形成推進基本法（平成24年6月27日法律第47号）に規定する「循環型社会」の形成を図ることを目的として、北摂食品ロス削減及び容器包装を含めたプラスチック資源循環促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 食品ロスの削減に関すること。
- (2) 容器包装を含めたプラスチックに係る資源循環の促進等に関すること。
- (3) 上記(1)、(2)に関する住民の意識高揚を図る啓発に関すること。
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、第1条の目的に賛同し「北摂地域における食品ロスの削減及び容器包装を含めたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する協定」を締結した別表1に掲げる事業者及び自治体をもって組織する。

(座長)

第4条 協議会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副座長は、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたとき、その職務を代理する。
- 4 座長及び副座長は、自治体が別表2の記載順に従い1年交代の輪番で務めるものとする。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 協議会は、第2条の事業を遂行するために、部会を設けることができる。

- 2 部会の設置及び運営に関する規則は、別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、座長の所属する団体に置く。

- 2 事務局は、協議会の事務を処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会において協議し、定める。

附 則

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、北摂マイバッグ持参促進・レジ袋削減協議会設置規程（平成30年6月1日施行）は廃止する。

別表 1

事業者	イオンリテール(株)近畿カンパニー (株)いかりスーパーマーケット イズミヤ・阪急オアシス(株) (株)関西スーパーマーケット (株)光洋 生活協同組合コープこうべ (株)ダイエー (株)ハートフレンド (株)平和堂 (株)万代 (株)ライフコーポレーション
自治体	豊中市 池田市 吹田市 高槻市 茨木市 箕面市 摂津市 島本町 豊能町 能勢町

別表 2

座長	副座長
箕面市	摂津市
摂津市	島本町
島本町	豊能町
豊能町	能勢町
能勢町	豊中市
豊中市	池田市
池田市	吹田市
吹田市	高槻市
高槻市	茨木市
茨木市	箕面市